

福島県大規模小売店舗立地審議会委員公募のお知らせ

【公募の趣旨】

大規模小売店舗の出店に関し、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者に対して、交通渋滞、騒音、街並みづくり等について適正な配慮を求め、小売業の健全な発展を推進しております。

県では、大規模小売店舗の設置者に対して、周辺の生活環境を保持するための配慮を求めるにあたり、「福島県大規模小売店舗立地審議会」を設置し、店舗の配置や運営方法について調査・審議しております。

大規模小売店舗の出店は、日常生活に直接関わるものであり、県民の皆様の視点を取り入れて調査・審議することが重要となることから、委員1名を県民の皆様から募集します。

公募期間：令和8年6月15日（月）～令和8年7月10日（金）

※ 「大規模小売店舗立地法」が対象とする「大規模小売店舗」とは、小売店舗の店舗面積が1,000㎡を超えるものとなります。

※ 審議会に諮問され審議対象となるのは、届出のうち特に店舗の規模が大きく、周辺の生活環境への影響が大きいと見込まれるものとなります。

【審議会の概要】

1 審議事項

大規模小売店舗の設置者が配慮しなければならない、生活環境に関する次の事項です。

- (1) 店舗周辺の交通混雑・交通安全に関すること
- (2) 騒音の発生に関すること
- (3) 廃棄物の管理に関すること
- (4) 街並みづくりに関すること など

2 委員の構成

委員数は7名で、学識経験者（生活環境に関する事項の専門家等）と公募委員で構成されます。

3 任期

令和8年8月1日から令和10年7月31日までの2年間です。

4 開催回数

審議を要する届出案件の提出に応じて開催します。

（1回の審議時間は2時間程度。福島市内で開催します。）

5 報酬・旅費

審議会に出席した場合は、県の規定による報酬（1回につき9,200円）と旅費（往復の交通費）をお支払いします。

【応募要領】

1 募集人数 1名

2 応募資格

次の全てに該当する方。

(ただし、国・地方公共団体の議員及び公務員を除きます。)

- (1) 福島県内に居住又は通勤している方
- (2) 年齢18歳以上(令和8年8月1日現在)の方
- (3) 平日に福島市において開催される審議会に出席できる方
- (4) 地方公務員法第16条の規定に該当しない方

※地方公務員法第16条の規定については、このお知らせの末尾にある【参考・地方公務員法第16条の規定】を御参照ください。

3 応募方法

次の書類を下記の応募先まで郵送、電子メール、持参のいずれかにより提出してください。

なお、提出された書類(データ)は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 応募申込書(別紙)

※ 応募申込書は、福島県のホームページからもダウンロード可能です

(2) 作文(意見・提言等800字以内、様式自由)

テーマ 「大規模小売店舗の出店による交通、騒音などの生活環境に及ぼす影響について考えること」

4 募集期間

令和8年6月15日(月)～令和8年7月10日(金)

※ 持参の場合は、募集期間の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む)を除く)

※ 電子メールの場合は、令和8年7月10日の午後5時15分到着分まで

※ 郵送の場合は、令和8年7月10日必着

【選考方法】

提出された応募申込書及び作文並びに面接により選考します。

(1) 第1次選考(応募申込書・作文)

(2) 第2次選考(面接)

※ 第1次選考の結果については、書面にて通知します。

また第2次選考については、福島県庁内において7月22日(水)を予定しています(都合により変更となる場合もあります)。

※ 応募に要する費用(郵送代、面接に要する旅費等)は支給いたしません。

【応募先・問い合わせ先】

福島県 商工労働部 商業まちづくり課

(住所) 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

(電話) 024-521-7299

(電子メール) shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

【参考・地方公務員法第16条の規定】

地方公務員法（昭和23年法律第261号）（抄）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

福島県大規模小売店舗立地審議会委員応募申込書

太枠内のみ記入してください。			整理番号		
(ふりがな) 氏名	()	性別	男 ・ 女	生年 月日	昭和 / 平成 年 月 日生
現住所	〒 - (電話番号)				
職業 勤務先 会社の業種 役職等					
平日日中の 連絡先	自宅・勤務先・その他 () 〒 - (電話番号) (電子メールアドレス)				
自己紹介 (自己PRで も結構です)					
応募の動機					
これまでの 勤務歴など	年	月	摘 要		

応募資格確認(該当しない方は、□に✓を付けてください。)

□私は、地方公務員法第16条の各号のいずれの規定にも該当しません。

※ 御記入いただいた内容は、審議会の委員選考及び連絡にのみ使用します。